

令和8年度 第5回行政会議 会議録

日 時	令和8年8月 19 日(水)午前 10 時～
場 所	行政会議室
出 席 者	別添「令和8年度第5回行政会議名簿」のとおり

(注) 以下会議録については、守口市情報公開条例第7条に規定する非公開情報の考え方に基づき、該当すると考えられる部分は削除している。(※「(以下削除)」と記載した箇所)

挨拶	瀬野市長
内 容	まず、先月 28 日に熊本で大きな地震が発生した。人的被害を含め、建物や生活に甚大な被害が発生している。今なお、多くの方が避難生活を余儀なくされている状況であるが、後程報告もあるとおり、守口市も8月 13 日から職員の派遣を行っている。また、被災自治体の一部に対するふるさと納税の代理受付の協力も行っている。今後もできる限りの支援をしていきたいと考えている。 また、先週千葉県において、広範囲で線状降水帯が発生するなどの豪雨被害があった。こちらについても、人的被害を含めて大きな被害となっている。都市型の内水氾濫ということで、守口市においても、予期せぬ大雨が降ってしまうと、同じような被害が想定される。引き続き、大阪府等と連携し、危機管理室を中心に情報収集を行い、今一度災害時の体制や役割を各部局で確認すること。 次に、八雲中学校区義務教育学校の契約関係について、前回の行政会議で報告したとおり、建設工事請負契約に関して、法律事務所への委託により調査を実施した。先日、その法律事務所から報告書が提出された。会計室から議会へは報告していると思うが、後程会計室から報告いただき、今後報道提供を行い、市ホームページでも公表していきたいと考えている。

【報告】

案 件	令和8年度事務事業評価の実施について
説 明 者	林企画財政部長
提出資料	有
内 容	令和8年度の事務事業評価の実施について、今年度も昨年度と同様、この時期に実施するため、ご協力をお願いする。 事務事業評価の対象事業は、依頼文書にも記載のとおり、令和7年度に新規事業(臨時予算)として実施した事務事業のうち、令和8年度以降においても継続して実施するもの。ただし、義務的な業務は除くこととする。 また、令和7年度に実施した事務事業評価において、「課題付き継続」または「見直し」となった事業も対象。ただし、行政経営プランにおいて進捗管理を行うものについては対象事業から除くこととする。 これに加え、今年度は、資料上段に記載のとおり、窓口業務委託と指定管理

	業務委託の仕様書及び提案書を集めさせていただき、その内容を精査したいと考えている。その理由としては、今後の委託料の増加を見据え、まずは仕様書を横断的に把握することから始め、民間事業者の柔軟な運営を妨げるような条件が含まれていないかなどを確認し、行財政改革に繋げていきたいという思いから、今年度はこのような取扱いにしたいと考えている。行政会議後に、内部系業務システムで周知する予定なので、よろしくお願いします。
--	--

案 件	八雲中学校区義務教育学校建設工事請負契約に係る第三者調査報告書について
説 明 者	西口会計管理者(兼)会計室長
提出資料	有
内 容	今回の調査にご協力いただき、御礼申し上げます。 まず、調査実施の経緯であるが、今回の入札は、入札事業者が共同企業体1者で、落札率が100%となったこと、加えて、その構成員である大鉄工業が別の事案で公正取引委員会の立入検査を受けており、市議会において、入札の適法性や正当性に疑義があるとの指摘を受けたことから、調査を実施したもの。 大阪弁護士会行政連携センターに、独占禁止法等の法令に精通した弁護士の紹介を依頼したところ、弁護士法人三宅法律事務所の福田弁護士外3名の弁護士の紹介を受け、当該事務所と6月11日から8月11日までの期間で委託契約を締結した。 今般、8月6日に調査を終え、翌7日に法律事務所から調査報告書の提出を受けた。同日に市長及び正・副議長へ報告し、正・副議長から、福祉教育委員会委員並びに各会派幹事長等へ報告するよう指示があり、現在全ての議員には報告済み。この行政会議後、報道機関に対しても同じ報告書を提供予定。 次に、調査の進め方についてだが、今回は客観的な調査を実施するため、調査手法、調査範囲、調査対象者等、調査に関わる一切の事項については、三宅法律事務所にて決定している。 調査概要について、まず、令和7年1月から令和8年5月までのメールデータのうち、鴻池組等との送受信データについて、ログを復元した上で、6月18日に法律事務所へ提供した。次に、6月25日及び30日には、業務用パソコンの調査を調査対象者の立会いのもと実施した。この調査は、チャット等での職員間のやり取りを調査することを目的に、合計37名に協力いただいた。また、パソコン調査の対象者に対しては、7月2日から7月15日まで、計5日間にわたりヒアリング調査を実施した。さらに、弁護士が指名した職員87名に対し、公益通報を目的としたアンケート調査を実施し、全員から回答を得た。以上が、市内部で協力いただいた調査内容である。 鴻池組、大鉄工業、昭和設計の各社に対しては、6月18日及び19日付で、調査協力依頼の文書を市長名で送付するとともに、私から各担当部長へ架電

	し、法律事務所とのヒアリングをはじめ、社内の稟議書等の提供をお願いした。 そして、その結果、法律事務所からは、資料に記載のとおり、本件工事及び本件入札に関して、違法又は不当と認められるような事実関係は認められなかったとの結論をいただいている。 市としては、これらの結論を踏まえ、今回、法律事務所が実施したヒアリングをはじめ、市職員が提供したデータや鴻池組等各社の稟議書、さらに過去の入札不調の際に行ったアンケート調査での回答等の裏付けが取れていることも法律事務所から報告されていることから、本契約に係る業者選定事務は適正であったと考えている。
--	--

【その他】

そ の 他	令和8年熊本地震 ふるさと納税による災害支援寄附の代理受付について
説 明 者	林企画財政部長
提出資料	無
内 容	本市では、令和8年熊本地震により大きな被害を受けた熊本県氷川町、宇城市及び八代市の3市町を支援するため、ふるさと納税の代理寄付の受付を8月10日(月)から実施している。これにより、被災した自治体に代わって、ふるさと応援寄附金の受付はもちろん、受領証明書の発行やワンストップ特例申請の受付等の事務を行い、寄附金を通じた支援に繋げることとしている。実際の寄附については、市ホームページのトップページバナーにある「令和8年熊本地震 被災地支援の取り組み」から、寄附のページへ誘導している。 補足であるが、こちらの災害寄附についての返礼品はない。しかし、守口市民からの寄附についても、税額控除を受けることができるものとなっている。 昨日時点での寄附実績については、3市町で38万8,000円となっている。

そ の 他	令和8年熊本地震 被災地への職員派遣について
説 明 者	西岡総務部長
提出資料	無
内 容	現在、8月13日から16日までの日程で、納税課の小宮主任を熊本県八代市へ派遣している。八代市への派遣については、関西広域連合として大阪府の取りまとめにより、府内市町村から職員を派遣しているところであるが、引き続き、8月31日から10月3日までの間における派遣の意向調査が来ている。 業務については家屋被害調査であるが、既にグループウェアの掲示板において、全庁的に派遣を希望する職員を募集している。希望の提出期限は8月20日、明日の午後1時までとしているが、希望者が少ない場合は、並行して各部を通じた個別の対応についても検討している。時間が少ない中での募集となるが、各部局内での周知をお願いしたい。

質 疑 等	(平田こども部長) 小宮さんの派遣は13日から何日までか。 (西岡総務部長) 19日まで。 (増田健康福祉部長) 家屋被害調査はスキルが必要だと思うが、今回の派遣はスキルがなくても良いのか。どこでスキルを教えてもらえるのか。 (西岡総務部長) 特別なスキルがなくても良い。 (上甲危機管理監) 事前にウェブで業務内容を府が示しているため、それを見てもらえれば。小宮さんも基本的には資格なしでも行けるということで、第1陣として行ってくれており、現在は、車窓から住家被害の確認をして回る作業をやっていただいている。ただ、八代市の被災地からのオーダーは日々変わってくるため、現在は、職員の半分程度が避難所の運営に回っているとのことであり、その代わりにカウンターパートとして支援してほしいなどのオーダーに変わってくるかもしれない。罹災証明書の発行等、様々な業務に従事する可能性がある。求められているのは、車が運転できることと健康面だけである。 (小濱水道事業管理者) 派遣先は、八代市で決まっているのか。 (上甲危機管理監) 八代市で決まっている。関西広域連合において、大阪府のカウンターパートとなる相手方が八代市となったため、大阪府及び府内市町村が八代市を全面的に支援するという形になる。 (瀬野市長) 8月31日から10月3日までといったクールであるが、枠組みは関西広域連合と同じか。守口の割り当てはなかったと聞いているが。 (上甲危機管理監) 関西広域連合の枠組みと同じである。 市町村の希望を大阪府が集約し、最終的な派遣者を決定するため、エントリーするものの、今回と同様に入らない可能性もある。 (瀬野市長) 手を挙げてくれる職員を募集しているということか。 (西岡総務部長) そのとおり。 (上甲危機管理監) 私の個人的な意見であるが、行ってくれた職員、例えば、今回の小宮さんもそうであるが、本人が勇んで手を挙げてくれた。実際、派遣先は八代市まで車で1
-------	--

	時間程度かかる場所であり、10 人以上が雑魚寝で、水道も濁っているというような場所で、本人は被災地のためにという思いで、家庭の事情等もある中、手を挙げていただいた。このような職員については、きちんと評価すべきと思う。まさしく、そのために人事評価を行っているものと考えている。 積極性等について「S」を付けるかどうかは部局長の判断となるため、部局長として、今後、所管の職員が行くことになった場合は、そうした点についても評価の中で十分に加味していただきたい。また、評価することにより、行く職員の意欲の向上にも繋がると考えている。是非ともそのような対応をお願いしたい。
--	---

そ の 他	—
説 明 者	西岡総務部長
提出資料	無
内 容	保健センターの事案に関する報告書に関して、議会への全員説明会を8月 28 日に行う予定である。

そ の 他	—
説 明 者	高橋教育部長
提出資料	無
内 容	令和7年度の少額随意契約の内部調査の報告書について、前回の行政会議及び部長会議での意見や指摘を踏まえ、新たな報告書の作成に向けて教育委員会では検討を行っていたが、議会へ報告可能な水準の報告書として取りまとめることができない旨を、先月末に正・副議長へ報告させていただいた。
質 疑 等	(助川議会事務局長) 議会から指摘されているのは、まず、6月議会で、7月中に報告書を出すという答弁までしていたが、それがなぜできなかったのかということと、元々教育委員会の方は、事案が 10 月頃に発生してから、12 月には議会には報告書をまとめるということ、高橋部長が議長に説明されていた。それが未だに7月になっても遅れており、その関係で、6月議会で議員2名、福本議員と水原議員がいつになるのかと質問し、7月中にということについても、まだできなくなってきた。 当然、これに関わっている教育委員会はもとより、その報告書に携わっている人間の責任はどうなっているのか。10 ヶ月も遅れており、できなかったということ。議会の中で言われているのは、当然、その内容が部長会議でもあったように、ただ意見を聞き取って書いているだけで、自浄作用としてどういう分析をしたのか、どういうことが悪かったのかということが明確に書かれていない。そういうことを職責上しなければならない立場の人間が、なぜそのような報告しかできないのか。それができないので、また他のメンバーにやっていただくと。それでずっとまかり通るのかというのが議会の意見である。 要は、変えることはやぶさかではないだろうと。できないのであれば。ただ、職

責としてしなければならない内部の問題を、自分のとろできちんと責任を明確化してやっていかなければならないのではないかとというのが議会の意見であり、それについては、企画財政部を通じて市長にも伝わっていると思う。

(林企画財政部長)

今のご意見については、私も含め、議会からも同様のご指摘をいただいている。この件については、市長にも報告しており、昨日、市長が正・副議長、議運の正・副委員長と話をされた。

(瀬野市長)

これについては、調査の体制について指摘を受けているため、事務局以外のメンバーで早急に取りまとめるよう進めているところ。この件は、昨日、正・副議長、議運の正・副委員長にご説明させていただき、当然7月末に提出できていないことについてはお詫びしている。

ただ、その責任の所在についてだが、携わった職員について、昨日は分限処分という言葉も出ていたが、まず調査報告書をまとめることが先決であり、現時点では処分については考えていないということも、正・副議長に説明させていただいている。当然、それは今後の話なので。

(平田こども部長)

7月末に報告できないということを報告しに行って、いつ出すという話にはなっておらず、とりあえず待っていただきたいという話になっているのか。もしくは、報告をしないということか。

(林企画財政部長)

報告に行った際は私も同席させていただいたが、まずは、本会議の答弁の中で7月中に報告する予定という発言があった中で、出せていないことについて、大変申し訳ないということをお伝えした。

また、教育委員会で作成することができなかったことから、市長部局で報告書を取りまとめていく方向で考えている旨の説明もさせていただいた。ただ、その時点では、いつ頃完成する予定であるといった期限については説明できていない。

(尾崎水道局長)

今現在、市としてはなぜ完成に至らなかったのかという評価をしているのか。

前回の行政会議の議事録も昨日発表されていたが、要は、企画財政部も総務部も関与してやっていたわけである。それが、議会の提出に耐えられない報告書に至った評価はどうされているのか。

(林企画財政部長)

行政会議や部長会議でいただいた意見も踏まえて、修正すべきところについては、新たな体制で取り組んでいかなければならないという評価である。

(尾崎水道局長)

行政会議や部長会議での意見については、それを取り入れてもらえればそれに越したことはないが、何も我々が言ったからといって、議会のスケジュールを

変更しているわけでも何でも無い。行かれるなら行かれるで、市長決裁までもらっているの、そのまま行ってもらった方がいい。皆さん、それでよいと思っていたということ。そのように至った評価を聞いている。

最近よく、「行政会議や部長会議で意見が出たから、こうする」という言葉が出てくるが、そういうことではない。我々は行政会議の資料を見て意見しているだけである。何も我々が言ったから、各部長が意見したからといって、7月末までに提出すると本会議で答弁していた方針を変えてくれと言っているわけではない。

そこは、先程助川議会事務局長がおっしゃった責任の所在について、私は処分しろ、処分しろと言っているわけではない。携わってきた関係職員の責任の所在をはっきりしておかないと。「我々は頑張りましたが、部長会議で意見が出たから7月末に出せません」というようにしか聞こえない。これまで携わってきた職員達が、成果物として市長決裁までもらっているわけなので、その評価をしなければならぬのでは。それが皆さんの責任ある仕事ではないかと思っている。

(助川議会事務局長)

具体的にその意見を踏まえて、意見が正しいと思ったということであれば、当然、百条委員会の意見も踏まえていなかったこと、百条委員会で発言した内容と違う発言も多々見られること、1つの事案について2つの意見が出ていること、そういったことが散見されたわけである。それが評価ではないのか。意見を言われたからではなく、それを是としたということではないのか。おかしいなと。

例えば、百条委員会と違うことを書かれている、百条委員会での発言が変わった職員もいる。これでは提出できないということになったのではないか。チェックをしなかったのかどうかは分からないが、それを指摘されたわけなので、きちんと明文化しておかなければならないのではないかと、議会に説明に来る前に。

私は部長会議でこういう評価がありましたと議会に伝えている。多分遅れる見込みであると。私はきちんと意見も伝えている。部長の意見が違ふのであれば、「いや、これでいい」ということで、先程尾崎局長がおっしゃったように報告すればよい。あやふやに「意見が合っていないかった」、「もたなかった」ということをやっているから、ずるずると遅れている。

なおかつ、先程言ったように、やはり責任はある。分限といっても色々なランクがあるが、その責任の所在を明確にしていだきたいというのが議会の意見。何も処分ではない。文書による訓告でもいいと思う。議会で12月、もしくは7月中にと言っていた所管課がずっとできていない、自分達ではできないから他に任せるといふことであれば、この人達は一体何をしていたのかということになる。一生懸命やっていたというレベルの話ではないと思っている。

ましてや、教育委員会の少額随契の調査報告書である。元はと言えば、工事をしていないところにお金を支払った事案である。その調査である。内部の不祥事を幹部は自らきちんと報告書で突き詰めなければならない。それができなければ、再発防止もできない。例えば、こういうことが悪かった、この人が言ってい

ることはおかしいなど、これらができていないということを議会は指摘している。

職責としてふさわしくないのではないのか。内部の自浄作用として。これは副議長も言っていた。民間であれば、まずは、きちんと悪かったところについて徹底的に追及し、自らの管理監督も含めて検討する。これはずっと言われていることである。曖昧に、議会から指摘されたからと言っているが、市民から見れば、工事をしていないところにお金を支払ったことについての調査。なぜ曖昧に過ごせるのか。部長級があれだけ指摘している内容である。あのような報告書を書けることが私個人的には不思議だと思っている。報告書の何が悪かったのかの評価を、文書で示してほしい。

(上甲危機管理監)

新しい調査体制について、市長部局で引き取るということは、企画財政部で引き取るということか。

(林企画財政部長)

まだ決まっていない。

(上甲危機管理監)

教育委員会がまとめた現在の報告書が駄目だった理由は何なのか。また一から調査するのかというところをきちんと整理しておかないと、次に引き継ぐといっても、また関係職員全員にヒアリングするのか、また一から全部調査するのかといった話になる。

そのあたりが、先ほどから言っている評価というところで、皆さんが思っているところではないかと思う。どのように分析して、どこが駄目だったからもう一度違うチームに移行してきちんと調査するというのが、今の時点で整理しておかないと、誰が担当するのかは分からないが、受ける側の人達も大変だと思う。

(林企画財政部長)

ご指摘いただいた部分については、私も概ね同じように思っている。

まずは、何を調査しなければならないのかを明確化させていかなければならないという認識。

(尾崎水道局長)

下水道の時の調査に携わらせていただいたメンバーの1人として申し上げると、何をそんなに悩んでいるのか私には理解できない。この調査をする上で、何をそんなに悩んでいるのか。下水道の時は、あれだけ複雑な事案であったが、調査の視点については、あまり悩まなかった。長田理事もよくご存じだと思うが。これだけ長期間、何をしなければならないのかを考える必要があるのか。考える必要があるというより、これだけの時間をかけて考える必要があるのか。

下水道の時は、結構複雑であった。実施設計から、長期の事業でもあり、設計と施工業者が違う、予算の考え方等、色々と整理もしなければならなかった。今回の事案については、問題点は明らかになっている。例えば、少額随意契約の問題であったり、先程出てきた工事未実施のところに支払った問題であった

り、極めて明確に事案が明らかになっている。なぜこれだけの時間を要しているのかということが、私の経験上少し理解に苦しむ。

（瀬野市長）

先程、助川事務局長から 10 カ月という話があったが、事案発生後、教育委員会で内部調査も行いつつ、並行して百条委員会もあったというところで、何もやっていなかったわけではなく、ずっとヒアリングも行っていた。そして、3月だったと思うが、百条委員会の報告書が出て、そこでさらに市として調査すべきであるという報告が出たことを受けて、教育委員会でも改めてヒアリング等の調査を行ったということ。やはり、10 月に発生してから3月までという期間はあるが、そこから更に追加の調査も必要だったという事情はあると思う。途中、監査委員へも報告させていただき、それぞれのヒアリング対象者への個々の確認も必要だろうという話の中で、色々とやらせていただく中で、一部、非常に時間がかかったということもあり、そういう事情もあって、何もしていなかったわけではない。

最後に、報告書として出来上がってきたが、やはり百条委員会の表現と違うところがあった。これは、証言をテープ起こして、きちんとまとめたということは聞いているが、違うところがあった。これも改めて、当該職員に確認する必要があるだろうということで、今、7月末という期限に至らなかったという経緯があると思っている。そこを一から調査していくということでは決していないと思うが、その部分の確認、その作業は必要であると思っている。いずれにしても時間が経っているので、速やかに進められるよう関係者とも調整して、調査していく。

（平田こども部長）

今の市長のご発言について、非常に生意気で偉そうな意見かもしれないが、本来であれば、市長の立場として、教育委員会に対し「何をやっているのか」というところで、的確な指示を与えてやっていくべきではないかと思っている。私が聞いている限りでは、擁護するようにしか聞こえてこない。それ自体が進捗を遅らせているのではないかと、今の話を聞いて感じた。

もう1点。これまで西岡総務部長、また7月の行政会議では市長へも、しつこく拘っているように思われるが、休職中の人事異動について話をさせていただいている。未だに難しいという話であり、先週も人事課に行かせていただき、総務部長は離席されていたので、湯川課長にもその話をさせていただいた。「検討しているが難しい。本人とは色々と前向きに相談させていただく」という話をいただいたが、実際、前回の部長会議の中でも、やはり本人のために速やかに人事異動すべきではないかというご意見を多くいただいている。そのあたりの考え方をお聞きしたいということで、先週、昨日も総務部長が不在であったため、湯川課長には、結論がまだ出ていないのであれば、行政会議で改めて確認させていただく旨を伝えている。そのあたりの考え方を教えていただきたい。

（瀬野市長）

人事異動のことを言っているのか。

(平田こども部長)

そのとおり。

(瀬野市長)

行政会議でやるのではなく、個別にやったらいいのではないか。

(平田こども部長)

個別にやっているが、一向に回答が返ってこないため、前回の行政会議の際にも、直接伝えたいことがあるということで話をさせていただいている。

(上甲危機管理監)

人事異動というよりも、もっと大きな話で、職員への安全配慮措置だと思っている。前回の部長会議でも西岡総務部長には再三言わせていただいているが、百条委員会での山根氏の発言を考えると、明らかに組織的なパワハラになっているとしか写っていない。精神的に追い込まれて復職してきた後、支出負担行為を作成するのが怖いので、この作業には関わりたくないと言っている職員に対し、では何ができるのかと言って、一日中ずっと封筒の印鑑押しをさせていたり、腰が痛いと言って休んでいて、では腰が治ったら荷物の整理をしようと言ったり。このようなことは、組織的に職員1人に対する完全なパワーハラスメントであると思う。百条委員会でも、そこまで言われていると思うが。

そのような事実を分かっているながら、安全配慮措置をとらない組織というのは、非常に大問題である。人事異動というより、職員1人の安全配慮である。地方自治体なので、労働安全衛生法が適用される中で、安全衛生委員会をもって、職員のハラスメント防止や相談窓口の設置等を行っているのに、いざ、そのような事実を目の当たりにして実際に起きているのに、何もしないというのは、最終市長にとんでくる可能性もあると思う。我々はそのことを危惧している。

(瀬野市長)

何もしていないわけではない。行政会議の場で言うのではなくて、総務部で個別に対応を検討している。

(助川議会事務局長)

今、個別でと言われているが、先日の部長会議でこの話になった際、平田部長が行政会議で発言されたということは、動きを心配しているからだと思う。皆知っておかなければならないのは、先程言われた安全配慮義務は何かと言うと、例えば、平田部長は本人から「死にたい」との話まで聞いている。部長会議でも言ったように単純な問題であり、私も総務部長していたのでわかるが、心の病気になった方はガイドラインがある。彼のプライバシーは言ってもいいと聞いているので、病気になって、職場復帰するにあたって、「(以下削除)」と、「(以下削除)」と彼は言っている。私も上甲危機管理監も言っているが、普通はさせる。もし復帰した場合はここで勤務するのはどうかといったことが、安全配慮義務である。例えば、部署が嫌なら隔離しないといけない。これが安全配慮義務である。これをやらずに、また、言葉は大きい「死にたい」とまで言っている。平田部長、本

人がその話をしてから、何ヵ月経っているのか。

(平田こども部長)

昨年 の 10 月、11 月頃である。

(助川議会事務局長)

市長は、やっているとおっしゃるが、正確に報告を受けているのであれば、非常に大きな問題。一大事が起こることがあってはならないが、そのような言葉まで出ていることに対して、人事課がやっていないということは、個別にやってくれという判断ではない。部長会議でも取り上げている。その際、西岡部長からは、相手の弁護士が直接本人と会うなど言っているから会わないだけだと私は聞いている。そんなことは関係なく、直接本人に聞くか、平田部長と相談して、そこで変えるかまでやるべきと言っている。弁護士が本人に会うなど言ったから会わないというような問題ではないと私は判断している。

(西岡総務部長)

人事課とも話をしている。人事課としても本人の体調回復が一番であると考えており、その点については支援していきたい。復職に向けて(以下削除)、積極的に支援をしていきたいと考えており、今後は、本人と対話をしていながら、考えさせていただきたい。

(平田こども部長)

資料を行政会議の連絡用グループに送らせていただく。

市長おっしゃるように、行政会議等で発言するような内容ではないかもしれないが、これまで昨年の 11 月から、再三にわたって総務部長にはお願いをさせていただいている。当然、先程上甲危機管理監からあった安全配慮義務というところで、私も安全衛生委員会のメンバーに入っており、安全衛生委員会でも同意見をさせていただいている。その際、湯川人事課長からは、状況によっては人事異動も可という話をいただいている。安全衛生委員会でも3回程話をさせていただいているが、いつに異動させる、させないという話まででなくとも、その後の経過等について一切の報告がなかったため、前回の部長会議も含め、引き続き話をさせていただいている。当初は個別に対応させていただいていた。

(助川議会事務局長)

それは早急にやっていただけるということか。

(西岡総務部長)

本人との対話を早急に行っていく。

(助川議会事務局長)

最近もしていただいているのか。

(西岡総務部長)

(以下削除)、次のタイミングで話をする。

(助川議会事務局長)

その話し合いの中で、例えば異動を希望、異動させてもらえるなら復職したい

というような話を聞いていただけるということか。

(西岡総務部長)

本人との対話は積極的に進めていきたいと考えている。

(助川議会事務局長)

是非。これは議会の質疑ではなく、内部として危ないから言っている。先日の部長会議もだいぶ前の話。早急にしなければいけない。言葉的にやっているというのは非常に問題だと思っている。

(上甲危機管理監)

西岡部長はそう言われるが、被害者の立場からすれば、ご存じだと思うが、あの人は人事課に対して非常に不信感を持っている。人事課が前向きに話をしたとしても、あの人の不信感を払拭できるかどうかは分からない。そのような背景があることを分かった上で、人事課として対応していかなければならない。

もし人事課として難しいのであれば、信頼を置いている、例えば平田部長を通じて意見をもらうという方法でもよいと思う。コミュニケーションを取ろうと思うのであれば。本人の意向をきちんと確認した上で、組織として安全配慮措置を取る義務がある。その点だけは、本当にきちんと対応しておかなければ、後で大問題になる。そのことだけは申し上げておく。

(平田こども部長)

(以下削除)ということで、積極的な支援というか、相談をするという話であったが、(以下削除)と聞いている。そのあたりについては、しっかりと話を聞いてあげてほしい。

(助川議会事務局長)

行政会議でやるべきだと思っており、市長にお聞きしたいことがある。

前回、上甲危機管理監から、市長のパワーハラスメントの百条委員会の結果について、今後、上司がパワーハラスメントの認定を受けるとなった時に、内部的な問題があるという話だったと思う。私もそれを聞いて、なるほどと思った。

例えば、上司がパワハラをする、しかし、指導の一環と思っている場合、人事課は公正職務等審査委員会にかけ、パワハラと認定されたとしても、本人は「指導の一環である」となるケースがあり、今回の百条委員会の件と非常によく似ているという話であった。その場合、どうするのか。それはそれとして、あくまでも公正職務等審査委員会は第三者機関であり、諮問を受けてパワハラというが、最後、認定するのも処分を下すのも市長である。例えば、何々課長パワーハラスメントというのは。その方が、百条委員会という第三者機関の中でパワーハラスメントの認定を受けたにも関わらず、「違う」ということになった時に、その認定は信頼できるのかという話になる。職員もこれは見ているため、大変だと思うが。

もう1点ある。これも職員から話が出ているが、現在、特に横浜市長のハラスメントの件でも、第三者調査委員会で、例えば人事権を背景に「飛ばす」といった言動があったということが新聞で書かれている。このケースで何が起きている

かという、名前を出させてもらうが、昨年9月時点での尾崎局長の異動について、多くの方が「飛ばされたのではないか」、「報復ではないか」という認識を持ったと議会からも私のところにそのような話が来ていた。

結果、一般質問でもあったように、尾崎氏の異動については、基本的には優越的な関係を背景とした言動であり、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、労働環境を阻害されるものであるとして、パワーハラスメントと認定されたということである。何が心配かという、この間の市長答弁において、「今回の人事異動は、組織運営上必要な人事権の行使であり、パワーハラスメントには当たらないとの考えがご理解いただけなかった」と、水原議員の答弁でもおっしゃっている。職員からすると、現在も起こっているかわからないが、百条委員会で指摘された報告書の内容を見れば分かるが、具申書から始まっていると書いている。具申書を背景とした。まさに、教育長の人事のことまでを部長で書いた具申書が背景にあったとされているということは、市長はそれが行き過ぎた行為であったと言っているわけである。そうすると、行き過ぎたような行為をした者を1人でも報復人事をし、周りの統制を作る、パワハラでよくある「上に逆らうと飛ばされる」や「不正を指摘すると不利益を受ける」、「正当な意見が言えなくなる」といった組織上、非常に問題があると思う。

あの時、部長は8名だったが、一人があのかから会話がなくなり、結局、報告書では、水道局に飛ばす理由はなかったと、優越的な立場、労働環境を害した、それがパワーハラスメントに当たるということである。市長は、必要な人事権の行使でありと言っているが、もう少し具体的に説明していただかないと、職員からすると、今の組織は上に楯突いたら萎縮して、「尾崎氏のように飛ばされるんだな」と。部長級の方々でもたぶんそう思ってしまう。行政会議で意見を言えば、そのようになると思ってしまう。なぜかという、百条委員会はパワーハラスメントとして認定しているので。私は部下にも説明すると思うが、こういうケースでパワハラに当たらないのであれば、市長の意見を聞きたかった。

(瀬野市長)

どのような立場で発言されているのか分からないが、ここで事細かな人事異動のことについて、私が釈明というか、こういう理由でなどという説明をする必要はないと思っている。

(尾崎水道局長)

色々と言っていたいたが、総務部としてはどうなのか。前回も聞いているように、百条委員会のパワーハラスメントの認定はどう受け止めているのか。私はそこだけを聞きたい。以前から総務部長にも個別に聞いているが、回答がないので。公の場で言ってもらえればいいと思う。極めて重要な質問だと思うが。

これは、個人的な人事異動のことを行政会議でどうこうというより、そういうものには当てはまらないと思っているので、議決された百条委員会の報告書の内容について、総務部としてどのように受け止めているのか。

これはすごく重要。私の事案だから言っているのではなく、ハラスメントをした
本人が、最後まで「ハラスメントではない」と言い続けると、公正職務等審査委員
会で認定された場合、職員であれば処分されるが、本人が言い続ければ、市と
してハラスメントではないということになるのか。

（瀬野市長）

公正職務等審査委員会ではまた違う判断になっているのではないか。

（尾崎水道局長）

公正職務等審査委員会の話をされるのであれば、さらに聞きたいのは、公正
職務等審査委員会ではハラスメントとして扱わなかったと思うが、それと百条委
員会の判断の違いについてどう評価しているのか。百条委員会では法的な助言
者も入ってハラスメント認定をした。全てが公正職務等審査委員会の判断とい
うことならば、私は当事者として、これまでもロゴチャットや面談等を通じて総務部
に聞いてきたが、例えば、公正職務等審査委員会は一度も本人から事情聴取を
していない。上甲危機管理監の分も、本人には一度も話を聞いていないと思う。

（上甲危機管理監）

その件について後で聞かせてもらう。

（尾崎水道局長）

それは公正職務等審査委員会としての判断なので、正しいと言われている。
それは、百条委員会でハラスメントと認定されているが、今でも正しいのか。

（西岡総務部長）

公正職務等審査委員会の判断を私が評価するのは適切ではないと思う。審
査会の中でそのような判断をされたということ。

（尾崎水道局長）

それが市として正しいかどうかということである。例えば、答申をもらうので、最
最終的に判断するのは地方自治体である。まず諮問したわけである。

（上甲危機管理監）

明確に確認しておきたい。これは職員全体に関わる話であるため、あえて行
政会議で言わせてもらう。

百条委員会における総務部長、湯川課長、池田主任の話を聞いていると、現
在も人事課がフォルダにあげているハラスメント対応の流れ、相談からのフロー
図（2020 年9月1日人事課作成）は古いと言っている。そのフロー図には、公正
職務等審査委員会にかける前に人事課も職員の事情聴取を行うと書いている。
なぜ書いてあることを実施しないのか。古いのであれば、なぜ変更しないのか。

更に申し上げますと、私は昨年8月 31 日まで総務部長であったが、その時点ま
ではこのフロー図は生きていた。その後に変更したのであれば、これほど重要な
ことは職員に周知しなければ、守口市役所は、ハラスメントの訴えをしても、訴え
た人間の事情聴取をしないということなので、早く書き直して出すべき。世の中
にハラスメントを訴えた人間の意見聴取をしない組織がどこあるのかと思うが、

守口市役所はしないということであれば、早急に変えていただきたい。いつまでも古いフローを出したままにせずに。これは職員にとっても非常に大きな問題。

私から言わせてもらおうと、公正職務等審査委員会なんて全然関係ない。早急に対応いただきたい。守口市役所ではハラスメントを訴えても、訴えた人間の意見は一切聞かない。その上で、全て公正職務等審査委員会に回し、公正職務等審査委員会で全て判断してもらおうというフロー図を作ってくれたらいい。

(西岡総務部長)

そのようにする。

(尾崎水道局長)

そうするのか。極めて信じがたい話だが、私も色々と議事録で証言を見ていると、人事課長だったと思うが、このフローは古いから関係ないというような証言をされている。本当に大丈夫か。

(上甲危機管理監)

そんな組織があり得るのか。

現に、事情聴取をされず、ハラスメントについて「心理的負担を与えたとは認めがたい」という判断を、弁護士2人と学識の先生がされたので。

(尾崎水道局長)

それが証言どおりだということであれば、差し替えたらいいのではないか。

(平田こども部長)

それなら、人事課は何をするのか。

(尾崎水道局長)

ハラスメントに関しては、全て公正職務等審査委員会からスタートするという判断をされているわけである。

(上甲危機管理監)

西岡部長、ハラスメントの防止等に関する要綱も変更していただきたい。

第3条では、「事案の内容又は状況から判断し、必要と認める時は、守口市公正職務等審査委員会に通知し」となっていると思う。これからは、全て公正職務等審査委員会に通知するなら、必要も何も関係ないので、全部通知するに変えるべき。自治体である以上、自ら決めたルールに則って対応すべきではないか。

(平田こども部長)

ちなみに、私は人事課から聞き取りを受けたが。

(上甲危機管理監)

何か違うのだろう。私達は聞き取りされていない。自分達が決めたルールや要綱は守らない取扱いをしておいて、都合のいいことばかり言うべきではない。

(助川議会事務局長)

西岡部長、先程の百条委員会の尾崎局長の質問に答えるべきではないか。

(西岡総務部長)

百条委員会の報告書について、そのような結論になったということ、当然受

	け止めなければならないと思っている。 (尾崎水道局長) 受け止めはいいが、ハラスメントと認識しているということによいのか。 (瀬野市長) 総務部長ではコメントできない。 (尾崎水道局長) では、誰がコメントできるのか。 (瀬野市長) 私である。 (尾崎水道局長) では、ハラスメントではないということによいのか。 (瀬野市長) 百条委員会の報告書は見ている。 (尾崎水道局長) 見ているというより、ハラスメントではないということによいのか。 (瀬野市長) 私自身としては、そう思っている。 (尾崎水道局長) いや、市としてどうか。 (瀬野市長) それでよい。 (尾崎水道局長) ではそれで。 (助川議会事務局長) そこは大丈夫なのか。本人が今後、公正職務等審査委員会からハラスメントと言われたとしても、本人が言い続けたら、ないということになる。市長だけならいけるということではない。職員もそうである。 (尾崎水道局長) それでよいということ。 (瀬野市長) 公正職務等審査委員会になげて答申を得たということではないため、また違う。 (上甲危機管理監) 百条委員会も法に基づく第三者委員会であると思うが。 (瀬野市長) 公正職務等審査委員会と意見が分かれている以上、私の考え方としては、必要な人事異動であって、ハラスメントではないと考えている。
--	--

	(尾崎水道局長) 意見は分かれていない。所掌ではないと言っている。 (上甲危機管理監) 公正職務等審査委員会の所掌の範囲内ではないという結論を出したと思う。 (尾崎水道局長) ハラスメントではないという答えまで出していない。 (西岡総務部長) そのとおりである。 (尾崎水道局長) 調査も開始しなかったわけである。 (上甲危機管理監) 調査不開始が適当だったはずである。 (助川議会事務局長) 横浜市は、弁護士会も第三者機関で、公正職務等審査委員会ではない。 だからこそ、総務部の判断が非常に大きい。職員側はみんな総務部長に聞いている。ずっと言い続ければよいのかという話になってしまう。 (尾崎水道局長) というより、議決の問題ではないのか。議決されたとしても、トップが「そうではない」と言えば、そうではない。 (平田こども部長) 2、3ヵ月前の部長会議で資料を配った際も、この百条委員会と公正職務等審査委員会の市の判断をお願いしたいという話をさせてもらっていたが、一向に返事がない。
--	---

そ の 他	—
説 明 者	瀬野市長
提 出 資 料	無
内 容	まだまだ暑い日が続くため、体調管理に気を付けていただきたい。 9月定例会も間もなく始まるため、しっかりと対応していただくようお願いする。